

事業実施報告書

事業名 自立援助ホームおよびファミリーホームを退所する児童の退所後の自立を円滑にするためのリービングケア事業および退所した方々へのアフターケア事業

1 事業の目的

① 現状、問題点など事業を実施する背景

保護者のいない児童や、保護者に監護させることが適当でない児童を、公的責任で社会的に養育する児童福祉施設である自立援助ホームおよびファミリーホームには、入所し続けられる年齢に制限があります（条件により18-22歳まで）。年齢超過により退所せざるを得ない児童は、自立の準備が不十分なまま退所をすることとなったり、退所後に保護者等の身寄りがなく支援者がいなくなってしまうことで生活が破綻してしまうリスク（経済的困窮、社会的貧困、ホームレス化、行方不明など）を抱えています（谷口 由希子 名古屋市立大学『人間文化研究 第25号』2016年1月）。また、要保護児童には障害を有する児童の割合も高いため、障害福祉からのアプローチを必要としている児童が多数いますが、児童福祉施設には障害福祉のノウハウが乏しく、退所時に初めて障害福祉サービスにつながるケースも珍しくありません。施設側も、退所時支援のための独立した補助やノウハウが不足しているため現在入所している児童への支援で手一杯であり、退所時の支援は施設側がボランティアで不定期に行なっているのが現状です。そのため、退所後に円滑に自立できるための支援（リービングケア）と退所後の継続した支援（アフターケア）の充実を図る仕組みづくりが急務とされています。

我々は、埼玉県内に自立援助ホーム3カ所、ファミリーホーム1カ所、障害福祉施設である障害者グループホーム、障害者ヘルパー事業所、障害児通所支援事業所をそれぞれ1カ所開設しており、これら施設を運営して積み重ねてきた退所時支援のノウハウを活かして、上記の社会的課題にアプローチしていきます。具体的には、助成により、1年目は退所時支援のための自立準備ルームおよび退所時支援に特化した事務所の整備、退所時支援担当職員の配置（自立援助ホーム職員との兼務）と退所を予定する児童のためのプログラム整備、退所した児童の定期的な支援を実施。2年目、3年目は外部団体への告知、ノウハウ共有（勉強会、スーパーバイズ）を実施します。助成期間終了後は、独立・継続した支援を引き続き実施できるようにそれぞれ相談支援業務に特化した児童福祉施設である児童家庭支援センター、障害福祉施設である自立生活援助事業などの指定を受けようと計画しております。

2 事業内容

(1) 事業の概要

- ・自立支援ルームの設置

退所後の生活（アパートなどでの一人暮らし）を想定して、自活する練習を行うことが出来る部屋を用意します。

自立支援ルームの設置

自立援助ホーム フィオーレ（女性専用）←今回の助成対象
自立援助ホーム つばさ（男性専用）に設置



自立援助ホーム フィオーレ



キッチンを設置

半独立した生活を行い自立の準備を行うことができる
(リビングケアの充実)



